

○松江市ふるさとづくり寄附条例

平成20年3月31日

松江市条例第1号

改正 平成28年7月4日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、ふるさと松江をこよなく愛し、まちづくりに励む松江市民を応援していただける人又は団体から寄附金を募り、これを財源に後世に引き継ぐ自然や歴史、文化など世界に誇る地域資源を大切に保全し、活用することにより、国際文化観光都市松江がさらなる発展をとげるための魅力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 前条の寄附金を財源として行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 宍道湖及び中海などの自然景観及び自然環境の保全並びにこれらを生かした観光及び産業の振興に関する事業
- (2) 松江城を中心とした城下町のまち並みなどの歴史的景観の保全及び文化伝統の継承並びにこれらを生かした観光及び産業の振興に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が前条の目的のために必要と認める事業

(寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項による事業の指定がない寄附金については、市長が事業の指定を行うものとする。

(寄附金の積立て)

第4条 寄附金は、第2条に規定する事業に係る基金に積み立てることができる。

(基金の設置)

第5条 第2条に規定する事業に要する経費に充てるため、ふるさと松江だんだん基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第1条の寄附金のうち、予算で定める額とする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第10条 基金は、第2条各号に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度の終了後6か月以内にこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月4日松江市条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。